

東北学院大学大学院学則

2024 年 4 月

東北学院大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 東北学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表1の定めるとおりとし、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項による点検及び評価の内容、実施方法、その結果の活用等については、別に定める。
3 第1項に規定する点検及び評価の結果について、大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(課程及び区分)

第3条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する。
3 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(博士課程)

第4条の2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

第2章 研究科の組織、修業年限及び学生の定員

(研究科)

第5条 本大学院に、次に掲げる研究科を置く。

- (1) 文 学 研 究 科
- (2) 経 済 学 研 究 科

- (3) 経営学研究科
- (4) 法学研究科
- (5) 工学研究科
- (6) 人間情報学研究科

(専攻及び課程)

第6条 各研究科の専攻及び課程は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程
文学研究科	英語英文学専攻	博士課程
	ヨーロッパ文化史専攻	
	アジア文化史専攻	
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	修士課程
法学研究科	法律学専攻	博士課程
工学研究科	機械工学専攻	博士課程
	電気工学専攻	
	電子工学専攻	
	環境建設工学専攻	
人間情報学研究科	人間情報学専攻	博士課程

(修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、前期課程の標準修業年限は2年、後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 削除

4 削除

5 学生が、職業を有している等の事情により、前各項に定める修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第7条の2 本大学院の最長在学年限は、前期課程、修士課程は4年、後期課程は6年とする。

(入学前の既修得単位等による在学期間の短縮)

第7条の3 本大学院は、入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であっ

て、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間等を考慮して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、博士課程後期課程についてはこれを適用しない。

- 2 前項の場合において、修士課程又は博士課程前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(収容定員)

第8条 本大学院の各研究科の収容定員は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	前期課程 又は修士課程		後期課程		総収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	英語英文学専攻	10	20	3	9	29
	ヨーロッパ文化史専攻	5	10	2	6	16
	アジア文化史専攻	5	10	2	6	16
	小計	20	40	7	21	61
経済学研究科	経済学専攻	8	16	2	6	22
経営学研究科	経営学専攻	8	16	—	—	16
法学研究科	法律学専攻	10	20	2	6	26
工学研究科	機械工学専攻	8	16	2	6	22
	電気工学専攻	8	16	2	6	22
	電子工学専攻	8	16	2	6	22
	環境建設工学専攻	8	16	2	6	22
	小計	32	64	8	24	88
人間情報学研究科	人間情報学専攻	8	16	3	9	25
合計		86	172	22	66	238

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学期は、学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項に定める第1学期の終わり及び第2学期の始まりは、学事暦において適宜変更することができる。

(授業期間)

第10条の2 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 学年中の定期休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 春季休業日
 - (4) 夏季休業日
 - (5) 冬季休業日
 - (6) 創立記念日 5月15日
- 2 前項第3号、第4号及び第5号の休業日に関しては、別に定める。
 - 3 定期休業日のほかに、臨時に休業日を定めることができる。
 - 4 必要に応じて、第1項に定める休業日にも授業を行うことがある。

第4章 教育課程、研究・教育指導等

(履修)

第12条 本大学院の各研究科における前期課程又は修士課程の授業科目、単位数及び履修方法並びに後期課程の授業科目、単位数及び履修方法（工学研究科は、研究指導の内容及び履修方法）は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部に準ずる。

(教育課程の編成方針)

第12条の2 本大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第13条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 研究指導の内容については、研究科委員会が別に定める。
- 4 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために学年ごとに指導教員を

定めるものとする。

- 5 学生は、学年の始めに指導教員の指示に従って、履修しようとする授業科目を研究科長に届け出なければならない。なお、原則として履修の追加及び修正は認めない。ただし、研究科が必要と認める場合には、第2学期の始めに認めることがある。

(教育方法の特例)

第13条の2 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第13条の4 削除

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第14条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 試験は、毎学年末に授業を受けた科目に限って、授業担当教員が行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、研究科委員会の議を経て、試験の時期を変更することがある。
- 3 試験は、100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 履修について正規の手続きを怠っている者、欠席の多い者及び学納金の納入を怠っている者は、受験資格を失うものとする。
- 5 他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び外国の大学院に留学し修得した授業科目の単位は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院における履修等)

第14条の2 各研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により履修した単位については、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
(他の専攻等の授業科目の履修)

第14条の3 各研究科の専攻及び課程に関する授業科目のほかに、指導教授が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他の専攻又は研究科の授業科目について履修させることができる。

- 2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなす。

(学部の授業科目の履修)

第14条の4 博士課程前期課程又は修士課程にあっては、各研究科の専攻及び課程に関する授業科目のほかに、当該学生の教育指導上有益であると判断する場合は、学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により修得した単位は、一定の範囲内で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 履修できる学部授業科目の範囲、当該研究科において修得したものとみなすことができる範囲等大学院学生の学部授業科目履修に関わる詳細は、別に定める。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(前期課程又は修士課程の修了要件)

第15条 前期課程又は修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該研究科委員会が特に認める場合に限り、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 削除

(修士論文)

第15条の2 前期課程又は修士課程の学位論文は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない。

- 2 前項の学位論文は、在学期間に提出させ、その審査を終了するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（第35条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第14条の2及び第27条により修得した単位（15単位）とは別に、15単位を超えない範囲で課程修了に必要な要件に算入できるものとする。

(博士課程の修了要件)

第16条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（前期課程又は修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科ごとに第4章に定める履修方法に基づいて所定の単位（文学研究科、法学研究科及び人間情報学研究科42単位以上、経済学研究科44単位以上、工学研究科48単位以上とし、いずれの場合も前期課程又は修士課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会で認める場合には、本大学院に3年（前期課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第15条第1項ただし書の規定による在学期間をもって前期課程又は修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会で認めた場合に3年（前期課程又は修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第20条の2第2号から第6号までの規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と研究科委員会で認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 削除

(博士論文)

第16条の2 博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければな

らない。

2 前項の学位論文は、在学期間に提出するものとする。

第6章 学位の授与

(学位)

第17条 本大学院において、課程修了の認定を得た者には、次に掲げる区分により学位を授与する。

(1) 前期課程又は修士課程を修了した者には、次に掲げる学位を授与するものとし、学位には専攻分野を付記する。

(ア) 文学研究科	修士(文学)
(イ) 経済学研究科	修士(経済学)
(ウ) 経営学研究科	修士(経営学)
(エ) 法学研究科	修士(法学)
(オ) 工学研究科	修士(工学)
(カ) 人間情報学研究科	修士(学術)

(2) 後期課程を修了した者には、次に掲げる学位を授与するものとし、学位には専攻分野を付記する。

(ア) 文学研究科	博士(文学)
(イ) 経済学研究科	博士(経済学)
(ウ) 経営学研究科	博士(経営学)
(エ) 法学研究科	博士(法学)
(オ) 工学研究科	博士(工学)
(カ) 人間情報学研究科	博士(学術)

(論文博士)

第17条の2 本大学院の博士課程を経ないで、論文を提出し、博士の学位を申請した者には、その論文が前条第2号の規定により学位を授与される者と同等以上の内容のものであり、かつ、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、豊かな学識があると確認されたときに、博士の学位を授与することができる。

(学位への大学名の付記)

第18条 本大学院の授与する修士及び博士の学位には、「東北学院大学」と付記するものとする。

(学位に関する規程)

第18条の2 この学則に定めるもののほか、学位について必要な事項は、「東北学院大学学位規程」の定めるところによる。

第7章 入学、進学、留学、休学、退学及び除籍

(入学等の時期)

第19条 入学、転入学、進学及び編入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第41条による場合、並びに当該研究科委員会及び大学院委員会が教育上必要かつ有益と認める場合、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(前期課程等への入学資格)

第20条 前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(後期課程への入学資格)

第20条の2 後期課程に入学、進学又は編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院におい

て、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者

- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
(入学の許可)

第21条 本大学院に入学を志願する者に対しては、所定の選考を行い、合格した者に入学を許可する。

(進学及び編入学の許可)

第22条 前期課程又は修士課程を修了して、引き続き後期課程へ進学することを願い出た者に対しては、所定の選考の上、進学を許可する。

- 2 前条の規定は、他の大学院を修了して本大学院の後期課程に編入学する場合に準用する。

(転入学)

第23条 他の大学院に在学する者で、その課程の中途において本大学院に転入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、所定の考查を経て転入学を許可することができる。

- 2 前項の転入学を志願する者は、現に在学する大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

- 3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部又は全部を認めることがある。

(出願手続)

第24条 入学、転入学、進学又は編入学を志願する者は、指定の期日までに次に掲げる出願書類を提出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 個人調書
- (3) 成績証明書
- (4) 卒業又は修了（見込）証明書
- (5) 写真
- (6) その他の必要書類

- 2 前項の出願書類等を提出するときは、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

(入学等の手続)

第25条 入学、転入学、進学又は編入学を許可された者は、第42条に定める学納金を指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の学納金を指定の期日までに納入しない者に対しては、入学、転入学、進学又は編入学の許可を取り消す。

(宣誓書の提出)

第26条 入学、転入学、進学又は編入学を許可された者は、保証人を定め、指定の期日までに本大学院所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を指定の期日までに提出しない者に対しては、入学、転入学、進学又は編入学の許可を取り消す。

(留学)

第27条 本大学院は、教育上有益であると認めるときは、学生が外国の大学の大学院に留学することを許可することがある。

- 2 留学の期間は、1年間に限り在学期間に算入することができる。
- 3 留学中に修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。ただし、第14条の2と本条で修得できる単位数は合わせて15単位を超えないものとする。
- 4 留学に関する規程は、別に定める。

(休学)

第28条 病気その他のやむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない者は、所定の書類に、その事由を明記し、医師の診断書その他の必要な書類を添え、保証人と連署の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 休学の期間は、当該年度限りとする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き1年を限度として休学を許可することができる。
- 3 休学期間は、通算して、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
- 4 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 5 休学中の学納金は、別に定める。

(休学の命令)

第29条 病気その他の事由により、修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

(復学)

第30条 休学期間に、その事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

- 2 前項の規定により、復学しようとする者は、所定の書類に、その事由を明記し、必要な書類を添え、保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。
- 3 復学を許可する時期は、年度の始めとする。ただし、教育研究に支障がない場合に限り学期の始めとすることができます。なお、復学の手続きは、前年度又は当該年度の前期の末日までに終えなければならない。

(退学)

第31条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、その事由を明記して、保証人と連署の上、退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められた者
- (2) 第7条の2に定める最長在学年限を超える者
- (3) 授業料その他所定の学納金を指定の期日までに納入しない者
- (4) 第28条第3項に定める休学期間の限度を超える者

(再入学)

第32条 第31条により退学した者及び第31条の2第3号により除籍となった者が、再入学を願い出た場合は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、これを許可することができる。

2 後期課程において、所定の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けた者が、3年以上在学した後退学し、学位規程第6条に規定する学位論文提出のために再入学する場合の取扱いについては、別に定める。

3 前2項による再入学の時期は、学年の始めとする。

第8章 賞 罰

(表彰)

第33条 人物及び学術優秀な者又は表彰に値する行為のあった者は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第34条 この学則及び諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為のある者に対しては、懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、有期停学、無期停学及び退学とする。
3 前項に規定する有期停学が3か月以上にわたる場合、その期間は在学年数に算入しない。
4 懲戒に関する手続は、別に定める。

(退学処分)

第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。

- (1) 学業を怠り成業の見込がないと認められた者
- (2) 正当な理由のない欠席の多い者

(賠償)

第34条の3 本学に設備する図書、機械又は器具を破損亡失した者に対しては、現品又は相当

代価をもって賠償せざることがある。

第9章 科目等履修生、委託生及び研究生

(科目等履修生)

第35条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が、履修した授業科目の試験に合格したときは、所定の単位を授与する。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第36条 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導を希望する者があるときは、本大学院学生の教育研究に妨げのない範囲において、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、委託生として入学を許可することがある。

- 2 削除

(研究生)

第37条 本大学院各研究科において、特別の事項について研究を希望する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生等への学則の準用)

第38条 科目等履修生、委託生及び研究生に対しては、この学則を準用する。

第10章 他の大学院との交流

(委託聴講生)

第39条 本大学院と単位互換制度の協定のある他の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望するときは、正規の学生の教育研究を妨げない範囲で、その学生を特別委託聴講学生（以下「委託聴講生」という。）として許可することができる。

- 2 委託聴講生が履修科目の試験に合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 委託聴講生を受け入れる場合の入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 4 委託聴講生に関する細則は、別に定める。

(留学生)

第39条の2 本大学院と協定のある外国の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、所属を希望する本大学院研究科委員会の承認を経て、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講学生に準用する。
- 3 特別聴講学生に関する規程は、東北学院大学交換留学に関する規程に定める。
(委託聴講生への学則の準用)

第40条 委託聴講生に対しては、この学則の規定を準用する。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生の受入れ)

- 第41条** 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については、別に定める規程によるほかは、全てこの学則その他の規程を準用する。

第12章 学納金及び入学検定料

(学納金)

第42条 本大学院の入学金、授業料、施設設備資金、実験実習費及び教育充実費（以下「学納金」という。）の納入額は、別表3に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めるほか、必要に応じて費用を徴収することがある。
- 3 第1項の入学金は入学のとき全額を、授業料、施設設備資金、実験実習料及び教育充実費はその2分の1に相当する額を、4月及び10月に納入しなければならない。

(入学検定料)

第42条の2 入学検定料は、別表3に定めるとおりとする。

(退学者等の学納金の納入)

第43条 退学した者又は除籍となった者は、その日の属する期までの授業料、その他の学納金を納入しなければならない。

(休学中の授業料)

第44条 授業料は、休学中もこれを納入しなければならない。

(納入済み学納金等の取扱い)

第45条 すでに納入された学納金等は、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。

(その他の学納金)

第46条 科目等履修生、委託生、研究生及び委託聴講生は、別に定める学納金を納入しなければならない。

第13章 教職員の組織

(教員の組織)

第47条 本大学院における授業科目の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院担当教員資格を有する本学の教授をもってこれに充てる。

2 前項の教授を欠く場合、その他必要があるときは、准教授、講師又は助教をもってこれに充てることができる。

(研究科長)

第47条の2 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学部長がこれを兼ねることができる。

3 研究科長は、学長を補佐し、研究科に関する校務をつかさどる。

(専攻主任)

第47条の3 各研究科の各専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科長を補佐し、専攻に関する校務をつかさどる。

(大学院委員会)

第48条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、学務部長、学生部長、入試部長、就職キャリア支援部長及び各研究科専攻主任をもって組織する。

3 大学院委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 大学院委員会に副委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。

5 大学院委員会は、委員長が必要と認めるとき又はいずれかの研究科から要求があったとき開催する。

(大学院委員会の審議事項)

第48条の2 大学院委員会は、次に掲げる大学院の教育研究に関する重要な事項を審議し、学長に意見を述べる。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 学生の賞罰及び奨学

(4) 大学院担当教員資格の審査

(5) 大学院学則及び学位規程の改廃

(6) 大学院の教育研究に関する規程等の制定及び改廃

(7) 大学院の教育研究に関する重要事項で学長が意見を求めた事項

(8) 大学院の教育研究に関する重要事項で大学院委員会が学長に対して意見を述べる必要が

あるとした事項

- 2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会)

第49条 本大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科長及びその研究科に所属する教員をもって組織する。ただし、必要があるときは、他の教授、准教授、講師及び助教を陪席させることができる。

- 3 研究科委員会は、研究科長が必要と認めた場合又は3分の1以上の構成員から要求があったときに開催される。

- 4 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となる。

- 5 研究科長に事故ある場合、研究科長が指名する専攻主任が研究科長の職務を代行する。

(研究科委員会の審議事項)

第49条の2 研究科委員会は、次に掲げる大学院の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べる。

- (1) 研究科に係る学生の入学及び課程の修了
- (2) 研究科に係る学位の授与
- (3) 研究科に係る学生の休学、退学、除籍、再入学及び留学等の学籍異動
- (4) 研究科に係る学生の賞罰及び奨学に関する事項
- (5) 研究科に係る大学院担当教員資格審査
- (6) 大学院学則及び学位規程の改廃
- (7) 大学院の教育研究に関する規程等の制定及び改廃
- (8) 大学院の教育研究に関する重要事項で学長が意見を求めた事項
- (9) 大学院の教育研究に関する重要事項で研究科委員会が学長に対して意見を述べる必要があるとした事項

- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(意見の参酌)

第49条の3 学長は、第48条の2第1項及び第2項後段の規程による大学院委員会の意見、及び第49条の2第1項及び第2項後段に規定する研究科委員会の意見について、研究科長は、第49条の2第2項後段の規程による研究科委員会の意見について、これを参酌して決定を行わなければならない。

第49条の4 削除

(事務の組織)

第50条 本大学院の事務運営のため一定数の職員を置く。

第14章 教職課程

(教職課程)

第51条 本大学院の前期課程又は修士課程に、中学校・高等学校専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

- 2 中学校・高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位を、各研究科配当の関係科目から修得しなければならない。
- 3 前項に定める科目の履修に関しては、別に細則を定める。
- 4 本大学院において、当該所要資格を取得できる中学校・高等学校教諭専修免許状は、別表4に定めるとおりとする。

第15章 公認心理師に関わる科目

(公認心理師)

第52条 本大学院人間情報学研究科の前期課程に、公認心理師試験の受験資格取得に必要となる科目を置く。

- 2 前項の資格を取得しようとする者は、公認心理師法に定める科目及び単位を、人間情報学研究科配当の関係科目から修得しなければならない。
- 3 前項に定める科目の履修に関しては、別表2の6に定めるとおりとする。

第16章 奨 学

(奨学)

第53条 本大学院に、奨学制度を置く。

- 2 奨学制度については、別に定める。

第17章 補 則

(改廃)

第54条 この学則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日）

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日）

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50（1975）年4月の大学院設置基準の一部改正施行に伴い、従来の修士課程を博士前期課程、博士課程を博士後期課程と改称し、文学研究科、経済学研究科及び工学研究科を博士課程（前期課程・後期課程）とする。

附 則（昭和52年4月1日）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 昭和54年4月1日において現に法学研究科修士課程に在学する者は、この学則施行後は、

前期2年の課程の学生となるものとする。

3 前項の規定により、前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた研究指導とみなす。

附 則（昭和55年4月1日）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月1日）

改正

平成28年3月23日改正第74号

1 この学則は、平成2年6月1日から施行する。

2 改正された本学則第26条については、平成2年度在学生から適用する。

附 則（平成3年4月1日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月1日）

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

改正

平成28年3月23日改正第74号

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年4月1日において現に工学研究科修士課程土木工学専攻に在学する者は、この学則施行後は、前期2年の課程の学生となるものとする。

3 前項の規定により、前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた研究指導とみなす。

附 則（平成5年4月1日）

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年4月1日において現に人間情報学研究科修士課程人間情報学専攻に在学する者は、この学則施行後は、前期2年の課程の学生となるものとする。

3 前項の規定により、前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた研究指導とみなす。

附 則（平成9年4月1日）

この学則は、平成9（1997）年4月1日から施行する。ただし、第17条第1号及び第2号の規定は、平成9年度修了者から適用する。

附 則（平成10年4月1日）

この学則は、平成10（1998）年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

- 1 この学則は、平成11（1999）年4月1日から施行する。
- 2 平成11年4月1日において現に文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻修士課程に在学する者は、この学則施行後は、前期2年の課程の学生となるものとする。
- 3 前項の規定により、前期2年の課程の学生となった者の修士課程における在学期間は、前期2年の課程における在学期間とみなし、修士課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた指導は、前期2年の課程において履修した授業科目、修得した単位及び受けた研究指導とみなす。

附 則（平成11年11月1日）

- 1 この学則は、平成11（1999）年11月1日から施行する。
- 2 学則第48条第4項の規定にかかわらず、当分の間大学院委員会副委員長を大学長が大学院研究科長の中から委嘱することができる。

附 則（平成12年4月1日）

この学則は、平成12（2000）年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この学則は、平成13（2001）年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 この学則は、平成14（2002）年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に経済学研究科経済学専攻博士前期課程に入学した者については、規程第12条、第17条の規定にかかわらず、なお従前の通りとする。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15（2003）年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 この学則は、平成16（2004）年4月1日から施行する。
- 2 平成11（1999）年11月1日施行の大学院学則附則2の定めを廃止する。

附 則（平成17年4月1日）

この学則は、平成17（2005）年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18（2006）年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19（2007）年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20（2008）年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21（2009）年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に経済学研究科経営学専攻修士課程に入学した者については、学則第12条、第17条、第42条、第51条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成22年4月1日）

- 1 この学則は、平成22（2010）年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に工学研究科応用物理学専攻博士課程に入学した者、ならびに工学研究科土木工学専攻博士課程に入学した者については、学則第1条第2項、第12条及び第51条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則（平成23年4月1日）

この学則は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この学則は、平成24（2012）年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

本学則は、平成25（2013）年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日改正第8号）

- 1 この学則は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 2 法務研究科法実務専攻は、平成26（2014）年度から学生募集を停止するものとする。

附 則（平成26年3月12日改正第14号）

本学則は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日改正第34号）

- 1 この学則は、平成27（2015）年4月1日から施行する。
- 2 第48条の2第1項第5号及び第49条の2第1項第6号に関し学則の中の別表3（第42条及び第42条の2関係）の審議は、教育研究上の観点から行われるものとする。

附 則（平成27年7月29日改正第66号）

この学則は、平成27（2015）年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日改正第74号）

- 1 この学則は、平成28（2016）年4月1日から施行する。
- 2 平成26（2014）年度から学生募集を停止した法務研究科法実務専攻は、平成28（2016）年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成29年3月15日改正第53号）

この学則は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月14日改正第32号）

この学則は、平成30（2018）年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月6日改正第13号）

この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日改正第46号）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日改正第42号）

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月9日改正第20号）

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月25日改正第8号）

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日改正第46号）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

別表1（第1条第2項関係）

I 大学院全体

1 理念・目的

東北学院大学大学院は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 教育目標

東北学院大学大学院は、その理念・目的を達成するため、幅広い視点と隣人愛を身につけるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力又は専攻分野における研究能力を養う。

(1) 専攻分野の諸問題に関する幅広い視点及び基礎知識を身につける。

(2) 専攻分野に関する高度な専門知識を有し、専攻分野の諸問題について理論的、実証的に分析し、その結果を社会貢献に活かす。

(3) 専攻分野に関する研究課題について、専門知識を活用して課題解決策を提案し、その思考方法と研究成果を公表する。

II 文学研究科

《文学研究科》

1 理念・目的

キリスト教による人格教育を基礎として、文化と歴史の観点から、複雑に絡み合い、多様な形態をみせる人間個々人とそれが構成する社会の過去と現在を理解する能力を有するための教育と研究を展開する。

2 教育目標

複数教員による指導体制と学際的な研究体制に基づき、高度の専門的知識と能力を有する職業人の養成及び国際的な評価にも耐えうる研究能力の養成を目的とする教育と研究を展開する。

《英語英文学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

主として英米文学や英語学に関わる先端的な理論を含む多様な知見の修得及び精密な原典読解を通して、独創的な研究活動の涵養を目指すとともに、教員をはじめとした専門的職業人として社会に貢献できる人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制を採りながら、英米文学、英語学・言語学、英語教育学・応用言語学の分野に関わる多様な研究の紹介や最新の理論の分析などを通じて、幅広い視点と基礎的な知識を修得させながら、創造性豊かな専門的研究能力を身につける。
- (2) 原典の精密な読解や分析及び高度な専門知識をもって、英米文学、英語学・言語学、英語教育学・応用言語学に関わる専門教育等において、地域社会やグローバルな場で貢献しうる能力を身につける。
- (3) オリジナリティ溢れる研究成果を積極的に発表することを奨励し、研究意識を向上させ、専門的研究分野へ学問的に貢献できる能力を身につける。

《英語英文学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

主として英米文学や英語学に関わる先端的な理論を含む多様で学術的な価値のある知見の修得及び精密な原典読解を通して、独創的な研究活動の涵養を目指すとともに、教員をはじめとした専門的職業人として社会に貢献し、学際的かつ高度な研究を自立して継続的に遂行できる人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制を採りながら、英米文学、英語学・言語学、英語教育学・応用言語学の分野に関わる多様な研究の紹介や最新の理論の分析などを通じて、創造的かつ高度な専門的研究能力を身につける。
- (2) 英米文学、英語学・言語学、英語教育学・応用言語学に関わる専門教育等において、高度な専門知識を活用して積極的に地域社会やグローバルな場で貢献しうる人材を養成するとともに、学際的かつ高度な研究を自立して継続的に遂行できる能力を身につける。
- (3) オリジナリティ溢れる研究成果を積極的に発表することを奨励し、高度な専門知識をもって専門的研究分野に貢献できる能力を身につける。

《ヨーロッパ文化史専攻博士前期課程》

1 理念・目的

キリスト教を基盤とするヨーロッパ文化を歴史的に考究し高度の専門的知識を修得することを基本理念とし、これによって、グローバル化した現代世界について的確な判断と能力を持った人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制の下、一次史料に基づいたヨーロッパの文化と歴史に関する

る幅広い視点、基礎知識を修得させる。

- (2) 演習・論文指導などを通じて、主体的に独創的な問題設定と問題解決能力を向上させる。
- (3) 研究成果を国内外の学会や学術誌に発表することを促し、グローバルな研究意識を高める。
- (4) グローバル・スタンダードの教養を身につけさせ、多様な分野で社会貢献できる専門的職業人を育成する。

《ヨーロッパ文化史専攻博士後期課程》

1 理念・目的

キリスト教を基盤とするヨーロッパ文化を歴史的に考究し極めて高度な専門的知識と研究力の修得を基本理念とする。これにより、ヨーロッパ文化史領域において独創性のある高度な研究を自立して遂行できる人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制の下、一次史料に基づいたヨーロッパ文化と歴史に関する学際的研究方法と高度な専門知識を修得させる。
- (2) 演習・論文指導などを通じて、主体的に極めて独創的な問題設定と問題解決能力を向上させる。
- (3) 研究成果を国内外の学会や学術誌に発表することを強く促し、高度かつ独創的な専門研究意識を高める。
- (4) グローバル・スタンダードの教養を身につけさせ、多様な分野で社会貢献するとともに独創的な研究能力のある専門的職業人を育成する。

《アジア文化史専攻博士前期課程》

1 理念・目的

日本とアジア各地の歴史と文化について、専門的で学術的な価値のある知見を備え、地域研究を重視しながら、国家や民族を超えた広い視野に立って深く思考し、学際的かつ高度な研究ができる人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制の下、日本とアジア各地の歴史と文化に関する幅広い視点及び基礎的な知識を修得させながら、専門的で学際的な研究能力を身につける。
- (2) 日本とアジア各地での原典調査と実地調査の実践を促し、独創的な問題設定と独自の問題解決能力を修得ながら、専門的な教育と研究に関わる地域社会の多様な分野で活躍しうる人材を養成する。

(3) 研究成果を国内外の学会や学術誌で積極的に発表することを奨励し、グローバルな研究意識を向上させ、高度な専門的知識と能力を有し、それを活用する人材を養成する。

《アジア文化史専攻博士後期課程》

1 理念・目的

日本とアジアの各地の歴史と文化について、極めて専門的で、学術的な価値のある知識を備え、地域研究を重視しながら、国家や民族を超えた広い視野に立って深く思考し、学際的かつ高度な研究を自立して継続的に遂行できる人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制の下、日本とアジア各地の歴史と文化に関する先端的で高度な研究方法と知識を修得させながら、専門的で学際的な高い研究能力を身につける。
- (2) 日本とアジア各地での原典調査と実地調査を自ら実践し、独創的な問題設定と独自の問題解決能力を修得させながら、専門的な教育と研究に積極的にたずさわる自立した人材を養成する。
- (3) 研究成果を国内外の学会や学術誌で積極的に発表することを奨励し、高度な専門的知識と能力をもって国際的に通用しうる研究能力を涵養し、日本やアジア各地の教育や研究等で指導的役割を果たしうる専門的職業人を養成する。

III 経済学研究科

《経済学研究科》

1 理念・目的

経済学研究科は、キリスト教による人格教育を基礎として、経済学の知識を修得することにより社会の発展に寄与し、課題解決力に富む人材、地域経済の推進力となって活躍する人材を養成する。

2 教育目標

経済学研究科は、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行うことを目標とする。

《経済学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

経済学専攻博士前期課程は、経済・社会の諸問題に関する多角的な視点及び基本的な知識を持ち、理論的、実証的又は歴史的に分析し、課題解決策を提案できる人材として、

研究者、教員、専門職員、企業人など幅広い人材を育成する。

2 教育目標

経済学専攻博士前期課程は、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行う。

- (1) 経済・社会の諸問題に関する多角的な視点及び基本的な知識を身につける。
- (2) 経済学に関する高度で専門的な知識を有し、理論的、実証的又は歴史的に課題解決策を提案することによって社会に貢献できる能力を身につける。
- (3) 経済学の知識を活用して得られた研究成果を公表し、専門的で学術的価値のある知見を得る。

《経済学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

経済学専攻博士後期課程は、経済・社会の諸問題に関する多角的な視点、高度な知識及び理論的、実証的又は歴史的に高度な分析能力を持ち、課題解決策を提案できる経済の推進力となる研究者、教員、専門職員、企業人など幅広い人材を養成する。

2 教育目標

経済学専攻博士後期課程は、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行う。

- (1) 経済・社会の諸問題に関する多角的な視点及び高度な知識及び思考力を身につける。
- (2) 経済・社会の事象や問題に関する高度で専門的な知識を有し、理論的、実証的又は歴史的に課題解決策を提案することによって社会に貢献できる能力を身につける。
- (3) 経済学の知識を活用して得られた研究成果を公表し、自立した研究者として必要な高度に専門的で学術的価値のある知見を得る。

IV 経営学研究科

《経営学専攻修士課程》

1 理念・目的

キリスト教による人格教育を基礎として、経営学の理論及び応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与する。

- (1) 研究者・教育者を養成するだけではなく、経営に関する高度な専門知識（会計スペシャリスト）及びマネジメント能力（ビジネス・マネジャー）を有する職業人をも養

成する。

- (2) 経験を理論化しようとする人、解決しなければならない問題を抱えている人及び自らのキャリアを発展させようとしている人の研究課題をサポートする。

2 教育目標

主旨導教員及び副指導教員による教育の下、広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力又は専攻分野における研究能力を養うために、次に示す教育を行う。

- (1) 修士論文を完成させる過程において、高度な専門知識を獲得する。
- (2) 企業経営者、組織体の管理者に必要な倫理、構想力、問題解決能力を身につける。
- (3) 古典的文献を通じた幅広い領域の理解及び基本的な概念の把握により、体系的に経営理論を学ぶ。

V 法学研究科

《法学研究科》

1 理念・目的

キリスト教による人格教育を基礎として、法学又は政治学の理論及びその応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、専門職業人、高度な専門知識を生かした企業人、研究者などの幅広い人材を養成し、社会の進展に寄与する。

2 教育目標

法学研究科は、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行う。

《法律学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法学又は政治学についての先進的な研究を推進するとともに、法学又は政治学に関する体系的な、最新の知識とその応用力を備えた人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 法学又は政治学に関する幅広い視野、基本的な知識及び思考力を身につける。
- (2) 法学又は政治学に関するいくつかの特定テーマについて専門的な知識を獲得する。
- (3) 法学又は政治学に関する研究課題について、専門的で学術的な価値のある知見を得る。
- (4) 法学又は政治学に関する学術研究の遂行及び成果の公表にむけて、研究者として必

要な知識、技能、意識を身につける。

《法律学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法学又は政治学についての先進的な研究を推進するとともに、法学又は政治学に関する高度に専門的かつ体系的な、最新の知識とその応用力を備えた人材を養成する。

2 教育目標

- (1) 法学又は政治学に関する幅広い視野、専門的な知識及び思考力を身につける。
- (2) 法学又は政治学に関する研究課題について、高度に専門的で、学術的な価値の高い知見を獲得する。
- (3) 法学又は政治学に関する学術研究の継続的遂行及び成果の公表に向けて、自立した研究者として必要な知識、技能、意識を身につける。

VI 工学研究科

《工学研究科》

1 理念・目的

キリスト教精神と幅広い教養教育を基礎に、工学は人間の生活や社会に直接かかわる応用的科学技術の分野であるという認識を前提として、人間と自然の調和、共生という観点に立ち、地域社会発展に資する工学技術を推し進め、創意工夫を行う。この理念の下に、国民の健康で文化的な生活を確保するとともに、人類の福祉に貢献する工学技術者を養成する。

2 教育目標

工学研究科で行う教育は、次に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 社会の変化、技術の進展に対応できる専門分野の基礎学力を持つ。
- (2) 高い倫理観を有し、新しい課題を自ら考え、かつ、実行する能力を有し、社会及び組織でリーダーシップが発揮できる。
- (3) 自律心、隣人愛を有し、国際的に活躍できる。

《機械工学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

機械工学専攻博士前期課程では、専門性を要する職業等に必要な能力と基本的な問題解決能力を身につけ、社会人としての素養と倫理観を兼ね備えた信頼されるエンジニア

を養成する。

2 教育目標

機械工学専攻博士前期課程で行う教育は、次に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 機械工学分野に関連した幅広い基礎的知識を有し、それを活用して諸問題を解決できる能力を身につけた上で、最新技術にも対応できる。
- (2) 機械工学関連分野について広い学識を有し、技術者として必要な倫理観をもって社会貢献できる。
- (3) 機械工学分野の専門的な業務従事者になるための研究遂行能力及びコミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

《機械工学専攻博士後期課程》

1 理念・目標

機械工学専攻後期課程では、高度な専門性を要する職業等に必要な能力と自立して問題を解決する能力を身につけ、科学技術の急速な進歩にも柔軟に対応できる国際的にトップレベルのエンジニア及び研究者を養成する。

2 教育目標

機械工学専攻博士後期課程で行う教育は、次に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 機械工学分野に関連した幅広い高度な知識を有し、それを活用して専門性の高い諸問題を解決できる能力を身につけた上で、科学技術の急速な進歩にも柔軟に対応できる。
- (2) 機械工学関連分野について専門的な学識を有し、トップレベルの技術者として高い倫理観を合わせもって社会に十分貢献できる。
- (3) 機械工学分野の高度な業務に従事するスペシャリストになるための自立した研究遂行能力及び国際的なコミュニケーション・プレゼンテーション能力を向上させる。

《電気工学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

電気工学専攻博士前期課程では、電気工学が人間社会の科学技術と生活環境の進化を支える基盤となっていることを深く理解し、急速に変化する社会の要求に応えるため、専門分野の研究を通じて高度な自律心と実践力を備え、建学の精神に基づく倫理観と社会的な素養を身につけた創造性豊かな人材を養成する。

2 教育目標

電気工学専攻博士前期課程で行う教育は、次に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 担当教員の指導の下で研究・開発を進めることにより、主体的、かつ、積極的な姿

勢で考え行動できる研究・開発能力や将来の技術に対する幅広い視点、基礎的知識及び洞察力を身につける。

- (2) 研究・開発を進める上で必要となる常識的な判断能力、情報収集能力及び表現能力を身につける。専門分野に係わる高度な専門的知識を修得するとともに、これのみならず技術者としての裾野を広げるため、他分野の専門知識も積極的に修得する。更に専攻分野の諸問題について倫理的、実証的に分析し、その結果を社会貢献に活かす。
- (3) TA制度や研究室での後輩の研究指導等によりリーダーシップ能力を育成するとともに、研究室活動、学会活動等により社会人として必須な協調性を高める。専門知識を活用して課題解決策を提案し、その思考方法と研究成果を公表する。

《電気工学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

電気工学専攻博士後期課程では、電気工学が人間社会の科学技術と生活環境の進化を支える基盤となっていることを深く理解し、急速に変化する社会の要求に応えるため、専門分野の研究を通じて高度な自律心と実践力を備え、建学の精神に基づく倫理観と社会的な素養を兼ね備え、社会の指導的地位で活躍できる創造性豊かな研究者・技術者を養成する。

2 教育目標

電気工学専攻博士後期課程で行う教育は、次に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 担当教員の指導の下で研究・開発を進めることにより、主体的、かつ、積極的な姿勢で考え行動できる研究・開発能力や将来の技術に対する幅広い視点、基礎知識及び洞察力を身につける。
- (2) 研究・開発を進めるうえで必要となる常識的な判断能力、情報収集能力及び表現能力を身につける。専門分野に係わる高度な専門的知識を修得するとともに、これのみならず技術者としての裾野を広げるため、他分野の専門知識も積極的に修得する。更に専攻分野の諸問題について理論的、実証的に分析し、その結果を社会貢献に活かす。
- (3) TA制度や研究室での後輩の研究指導等によりリーダーシップ能力を育成するとともに、研究室活動、学会活動等により、社会人として必須な協調性を高める。専門知識を活用して課題解決策を提案し、その思考方法と研究成果を公表し、リーダーシップを発揮できる。

《電子工学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

電子工学専攻博士前期課程では、急速な技術革新を遂げる電子工学分野の基礎的な知

識を確実に身に付け、さらに、高度な電子工学の実験手法と専門知識を修得し、社会人としての素養と倫理観を兼ね備え、確固たる自信をもって社会貢献できるエンジニアを養成する。

2 教育目標

電子工学専攻博士前期課程における教育は、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

- (1) 工学技術者として必要な倫理観とそれを実社会で活用するための広範な知識及びマテリアル・デバイス工学及び電子計測学分野に関する電子工学の先端的知識を修得させる。
- (2) 少人数教育による「工学特別演習」と「工学修士研修」の実践を通じた研究遂行能力の鍛錬を通して、研究遂行能力を向上させる。
- (3) 十分な英語コミュニケーション能力と自らの専門分野の文献調査及び発表能力を身につける。

《電子工学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

電子工学専攻博士後期課程では、電子工学分野におけるより幅広くかつ高度な実験手法と専門知識を修得するとともに、世界に貢献できる国際的にトップレベルのエンジニアを養成する。

2 教育目標

電子工学専攻博士後期課程における教育は、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

- (1) 工学技術者として必要な倫理観とそれを実社会で活用するための広範な知識及びマテリアル・デバイス工学及び電子計測学分野に関する電子工学の先端的知識及び国際的に通用する見識を身につける。
- (2) 少人数教育による「工学博士研修」の実践を通じた研究遂行能力の鍛錬を通して、国際的に第一線で活躍できる研究遂行能力を身につける。
- (3) 国際会議で齟齬なく意思疎通できる英語コミュニケーション能力と自らの専門分野の文献調査及び発表能力を高める。

《環境建設工学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

環境建設工学専攻博士前期課程では、地球及び地域環境を保全しつつ人々の生活を豊かにする社会基盤を創造し、これまでに蓄積してきた社会資本を維持・管理する営みを

発展させるため、専門分野に関する学習・研究を通じて、高い自律心と実践能力、社会人としての素養と倫理観を兼ね備えた、創造性豊かな技術者を養成する。

2 教育目標

環境建設工学専攻博士前期課程における教育は、広い視野に立って学識を深め、志望する専門分野に関する高度専門技術を修得するとともに、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

- (1) 環境工学及び建設工学に関連する広範な専門基礎知識と技術を着実に修得し、さらに、専門分野の先端的な知識を学び、理解する。
- (2) ある問題に対する研究を通して自らの力で情報を収集し、評価・分析し、対応策を模索して実践し、得られた結果を総括し、当該問題に対してよりよい改善策を提案して社会貢献に生かす。
- (3) 研究成果を公に発表することにより、技術者としてのコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、プロジェクト管理能力などを修得する。

《環境建設工学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

環境建設工学専攻博士後期課程では、地球及び地域環境を保全しつつ人々の生活を豊かにする社会基盤を創造し、これまでに蓄積してきた社会資本を維持・管理する営みを発展させるため、専門分野に関する学習・研究を通じて、高い自律心と実践能力、社会人としての素養と倫理観を兼ね備え、社会の指導的地位で活躍できる創造性豊かな研究者・技術者を養成する。

2 教育目標

環境建設工学専攻博士後期課程における教育は、専攻分野の研究者・教育者として必要な研究能力、高度専門知識及び社会人として必要とされる工学他分野の知識を修得するとともに、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

- (1) 環境工学及び建設工学に関連する広範な専門基礎知識と技術を着実に修得し、さらに、専門分野の先端的な知識を学び、身につけ、国際社会においても議論できる。
- (2) ある問題に対する研究を通して自らの力で情報を収集し、評価・分析し、対応策を模索して実践し、得られた結果を総括し、当該問題に対してよりよい方法等を提案し、よりよい改善策を提案し、安全・安心な社会や持続可能な社会環境の構築に貢献できる。
- (3) 研究成果を公に公表することにより、技術者としてのコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、プロジェクト管理能力などを修得し、リーダーシップを發揮

できる。

VII 人間情報学研究科

《人間情報学研究科》

1 理念・目的

人間情報学研究科では、キリスト教による人格教育を基礎として、社会情報学、行動情報、生命・情報学に関わる専門分野の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 教育目標

人間情報学研究科は、理念・目的に示した人材を養成するために次に示す教育を行う。

《人間情報学専攻博士前期課程》

1 理念・目的

人間情報学専攻博士前期課程では、人間情報学の諸問題に関する多角的な視点及び基本的な知識と技能を持ち、その問題を理論的・実証的に分析し、得られた知見をふまえた課題解決策を提案できる人材を養成する。

2 教育目標

人間情報学専攻博士前期課程では、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行う。

(1) 学際性の重視：社会情報学、行動情報学、生命・情報学に地域情報学分野を加えたカリキュラムによって、多様な専門領域の有機的連携を重視した学際性の高い教育研究を行う。

(2) 社会貢献：望ましい情報化社会の実現に貢献する教育研究機関として、社会の要望に応える。

(3) 知の実践的統合：地域社会の諸課題に取り組む社会人など、幅広い経験や背景を持つ者も大学院学生として受け入れ、知の実践的統合を促進する。

(4) 学際的な指導体制：異分野の教員も指導教員として加える研究指導体制により、(1)に掲げる教育目標を実現する。

《人間情報学専攻博士後期課程》

1 理念・目的

人間情報学専攻博士後期課程では、人間情報学の諸問題に関する多角的な視点及び高度な知識と技能を持ち、その問題を理論的・実証的に分析し、得られた知見をふまえた

課題解決策を提案できる自立した人材を養成する。

2 教育目標

人間情報学専攻博士後期課程では、理念・目的に示した人材を養成するために、次に示す教育を行う。

- (1) 学際性の重視：社会情報学、行動情報学、生命・情報学に地域情報学分野を加えたカリキュラムによって、多様な専門領域の有機的連携を重視した学際性の高い教育研究を行う。
- (2) 社会貢献：望ましい情報化社会の実現に貢献する教育研究機関として、社会の要望に高度な解決策を提案できる。
- (3) 知の実践的統合：地域社会の諸課題に取り組む社会人など、幅広い経験や背景を持つ者も大学院生として受け入れ、知の実践的統合を促進する。
- (4) 学際的な指導体制：異分野の教員も指導教員として加える研究指導体制により、(1)に掲げる教育目標を実現する。

授業科目		単位	授業科目		単位
論文演習	論文演習 I	2	論文演習 II		2

履修方法

2年以上在学し、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

基礎科目は4単位以上を修得しなければならない。

論文演習は4単位を修得しなければならない。

なお、研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認があれば、委託聴講生として他大学の大学院の授業科目のうちから選択履修することができるものとし、10単位を限度に課程修了に必要な単位として認める。

〔後期課程〕

授業科目								単位
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	I
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	II
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	III
英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	英語	IV
論文	論文	論文	論文	論文	論文	論文	論文	I
論文	論文	論文	論文	論文	論文	論文	論文	II

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には在学期間を短縮することができる。

(2) ヨーロッパ文化史専攻

〔前期課程〕

(○は基礎科目)

(※は選択必修科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
○ヨーロッパ文化史概論 I	2	ヨーロッパ文化史演習 I (近・現代キリスト教思想史)	2
○ヨーロッパ文化史概論 II	2	ヨーロッパ文化史演習 II (近・現代キリスト教思想史)	2
○ヨーロッパ文化交流史論 I	2	ヨーロッパ文化史演習 III (近・現代キリスト教思想史)	2
○ヨーロッパ文化交流史論 II	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (近・現代キリスト教思想史)	2
○ヨーロッパ史史料論 I	2	ヨーロッパ文化史演習 I (キリスト教美術史)	2
○ヨーロッパ史史料論 II	2	ヨーロッパ文化史演習 II (キリスト教美術史)	2
○ヨーロッパ史史料論 III	2	ヨーロッパ文化史演習 III (キリスト教美術史)	2
○キリスト教思想・文化史概論 I	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (キリスト教美術史)	2
○キリスト教思想・文化史概論 II	2	ヨーロッパ文化史演習 I (ヨーロッパ中世社会の構造)	2
○キリスト教思想・文化史概論 III	2	ヨーロッパ文化史演習 II (ヨーロッパ中世社会の構造)	2
○キリスト教思想・文化史概論 IV	2	ヨーロッパ文化史演習 III (ヨーロッパ中世社会の構造)	2
○キリスト教美術史概論	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (ヨーロッパ中世社会の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 I	2	ヨーロッパ文化史演習 I (ヨーロッパ近世社会の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 II	2	ヨーロッパ文化史演習 II (ヨーロッパ近世社会の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 III	2	ヨーロッパ文化史演習 III (ヨーロッパ近世社会の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 IV	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (ヨーロッパ近世社会の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 V	2	ヨーロッパ文化史演習 I (ヨーロッパ近代史の構造)	2
※ヨーロッパ文化史研究 VI	2	ヨーロッпа文化史演習 II (ヨーロッパ近代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 I	2	ヨーロッパ文化史演習 III (ヨーロッパ近代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 II	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (ヨーロッパ現代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 III	2	ヨーロッパ文化史演習 I (ヨーロッパ現代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 IV	2	ヨーロッパ文化史演習 II (ヨーロッパ現代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 V	2	ヨーロッパ文化史演習 III (ヨーロッパ現代史の構造)	2
※キリスト教思想・文化史研究 VI	2	ヨーロッパ文化史演習 IV (ヨーロッパ現代史の構造)	2
※キリスト教美術史研究 I	2	ヨーロッパ文化史演習 I (ヨーロッパ初期キリスト教史)	2
※キリスト教美術史研究 II	2	ヨーロッパ文化史演習 II (ヨーロッパ初期キリスト教史)	2
ヨーロッパ文化史演習 I (新約聖書学)	2	ヨーロッパ文化史演習 III (ヨーロッパ初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 II (新約聖書学)	2	ヨーロッpa文化史演習 IV (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 III (新約聖書学)	2	ヨーロッpa文化史演習 I (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 IV (新約聖書学)	2	ヨーロッpa文化史演習 II (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 I (初期キリスト教史)	2	ヨーロッpa文化史演習 III (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 II (初期キリスト教史)	2	ヨーロッpa文化史演習 IV (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 III (初期キリスト教史)	2	ヨーロッpa文化史演習 I (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 IV (初期キリスト教史)	2	ヨーロッpa文化史演習 II (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 I (宗教改革史)	2	ヨーロッpa文化史演習 III (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 II (宗教改革史)	2	ヨーロッpa文化史演習 IV (ヨーロッpa初期キリスト教史)	2
ヨーロッpa文化史演習 III (宗教改革史)	2	ヨーロッpa文化史演習 I (ヨーロッpa宗教改革史)	2
ヨーロッpa文化史演習 IV (宗教改革史)	2	ヨーロッpa文化史演習 II (ヨーロッpa宗教改革史)	2

履修方法

2年以上在学して、上記授業科目より30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 演習 I・II・III・IVは必修科目とし、8単位を修得するものとする。
- (2) 基礎科目（4単位以上）及び選択必修科目（8単位以上）を含む22単位以上を修得するものとする。
- (3) アジア文化史専攻に開設されている授業科目のうちから選択履修することができるものとし、履修する4単位を限度に課程修了に必要な単位として認める。

〔後期課程〕

授業科目										単位
ヨ	一	口	ツ	パ	文	化	史	演	習	I
ヨ	一	口	ツ	パ	文	化	史	演	習	II
ヨ	一	口	ツ	パ	文	化	史	演	習	III
ヨ	一	口	ツ	パ	文	化	史	演	習	IV
論		文			指		導		I	2
論		文			指		導		II	2

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には在学期間を短縮し、2年の在学期間をもって修了することができる。

(3) アジア文化史専攻

〔前期課程〕

(※は選択必修科目 (基礎科目))

授業科目	単位	授業科目	単位
アジア文化史演習Ⅲ (日本中近世地域社会史の研究)	2	アジア文化史演習Ⅳ (日本民俗学の研究)	2
アジア文化史演習Ⅳ (日本中近世地域社会史の研究)	2	アジア文化史演習Ⅰ (物質文化の研究)	2
アジア文化史演習Ⅰ (日本近世史の研究)	2	アジア文化史演習Ⅱ (物質文化の研究)	2
アジア文化史演習Ⅱ (日本近世史の研究)	2	アジア文化史演習Ⅲ (物質文化の研究)	2
アジア文化史演習Ⅲ (日本近世史の研究)	2	アジア文化史演習Ⅳ (物質文化の研究)	2
アジア文化史演習Ⅳ (日本近世史の研究)	2		
アジア文化史演習Ⅰ (日本近現代史の研究)	2		
アジア文化史演習Ⅱ (日本近現代史の研究)	2		

履修方法

2年以上在学して、上記授業科目より30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは必修科目とし、8単位を修得するものとする。
- (2) 基礎科目のうち3科目を選択必修とし、6単位以上を修得するものとする。
- (3) ヨーロッパ文化史専攻に開設されている授業科目のうちから選択履修することができるものとし、履修する4単位を限度に課程修了に必要な単位として認める。

〔後期課程〕

授業科目							単位
アジア文化史演習Ⅰ							2
アジア文化史演習Ⅱ							2
アジア文化史演習Ⅲ							2
アジア文化史演習Ⅳ							2
論文指導Ⅰ							2
論文指導Ⅱ							2

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には在学期間を短縮し、2年の在学期間をもって修了することができる。

2. 経済学研究科経済学専攻

〔前期課程〕

授業科目		単位	授業科目	単位
研究科基礎	特別演習	2	応用経済研究科講義	情報経済論特論I
	社会科学特論	2		情報経済論特論II
研究科講義	経済史概説特論	2		中小企業論特論I
	英語プレゼンテーション	2		中小企業論特論II
	情報リテラシー特論	2		財政学特論A—I
	ミクロ経済学特論I	2		財政学特論A—II
	ミクロ経済学特論II	2		財政学特論B—I
	マクロ経済学特論I	2		財政学特論B—II
	マクロ経済学特論II	2		経済政策論特論I
	経済原論特論I	2		経済政策論特論II
	経済原論特論II	2		社会政策論特論I
	社会経済学特論I	2		社会政策論特論II
	社会経済学特論II	2		社会保障論特論I
	金融論特論I	2		社会保障論特論II
	金融論特論II	2		社会福祉論特論I
	産業組織論特論I	2		社会福祉論特論II
	産業組織論特論II	2		加齢経済論特論I
	公共経済論特論I	2		加齢経済論特論II
	公共経済論特論II	2		環境経済論特論I
	経済モデル・シミュレーション特論I	2		環境経済論特論II
	経済モデル・シミュレーション特論II	2		経済地理学特論I
応用経済	経済倫理学特論I	2		経済地理学特論II
	経済倫理学特論II	2		地域社会論特論I
	経済統計学特論I	2		地域社会論特論II
	経済統計学特論II	2		現代社会論特論I
	東北経済論特論A—I	2		現代社会論特論II
	東北経済論特論A—II	2	歴史	経済史特論A—I
	東北経済論特論B—I	2		経済史特論A—II
	東北経済論特論B—II	2		経済史特論B—I
	日本経済論特論I	2		経済史特論B—II
	日本経済論特論II	2		経済学史特論A—I
	世界経済論特論I	2		経済学史特論A—II
	世界経済論特論II	2		経済学史特論B—I
	国際経済論特論I	2		経済学史特論B—II
	国際経済論特論II	2	研究科演習	ミクロ経済学演習
	国際金融論特論I	2		ミクロ経済学演習
	国際金融論特論II	2		経済原論演習
	都市経済学特論I	2		経済社会論演習
	都市経済学特論II	2		金融論演習
	経済発展論特論I	2		企業組織論演習
	経済発展論特論II	2		公会通論演習
	農業経済論特論I	2		経済モデル・シミュレーション演習
	農業経済論特論II	2		4

授業科目			単位	授業科目			単位
研究科演習	経済理論	経済倫理学演習	4	研究科演習	経済政策論演習	4	4
		経済統計学演習	4		社会政策論演習	4	4
	応用経済	東北経済論演習A	4		社会保障論演習	4	4
		東北経済論演習B	4		社会福祉論演習	4	4
		日本経済論演習	4		加齢経済論演習	4	4
		世界経済論演習	4		環境経済論演習	4	4
		国際経済論演習	4		地域経済論演習	4	4
		国際金融論演習	4		地域社会論演習	4	4
		都市経済学演習	4		現代研究科論文指導	4	4
		経済発展論演習	4		歴史A	4	4
		農業経済論演習	4		経済史演習A	4	4
		情報経済論演習	4		経済史演習B	4	4
		中小企業論演習	4		経済学史演習A	4	4
		財政学演習A	4		経済学史演習B	4	4
		財政学演習B	4				

履修方法

2年以上在学して授業科目について、次により32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 研究科基礎科目のうちから2科目4単位を修得しなければならない。ただし、課程修了要件として算入できる単位数は4単位を限度とする。
- (2) 指導教員による研究科講義科目2科目4単位（経済理論、応用経済ないし歴史のうちから選択）と研究科演習4単位及び研究科論文指導4単位合計12単位の修得を必ず含むものとする。
- (3) 指導教員及び当該授業科目的担当教員の承認を得て、他研究科及び専攻の授業科目のうちから選択履修することができるものとし、10単位を限度に課程修了に必要な単位として認める。

〔後期課程〕

授業科目						単位
経済論	済済文	学学指	演演	習習	A B 導	4 4 4

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、在学期間を短縮することができる。

3. 経営学研究科経営学専攻

〔修士課程〕

授業科目		単位	授業科目	単位
講義科目	経営学史論	2	経営学史論	4
	経営管理論	2	経営管理論	4
	経営統計論	2	経営統計論	4
	経営戦略論	2	経営戦略論	4
	ベンチャーマネジメント	2	ベンチャーマネジメント	4
	情報処理論	2	情報処理論	4
	経営組織論	2	経営組織論	4
	国際経営論	2	国際経営論	4
	人間資源管理論	2	人間資源管理論	4
	ファイナンス	2	ファイナンス	4
	コーポレート・ファイナンス	2	コーポレート・ファイナンス	4
	財務会計論	2	財務会計論	4
	財務会計論	2	財務会計論	4
	国際会計論	2	国際会計論	4
	国際会計論	2	国際会計論	4
	国際理賃論	2	国際理賃論	4
	原価計算論	2	原価計算論	4
	税金論	2	税金論	4
	税金論	2	税金論	4
	租税法	2	租税法	4
	租税法	2	租税法	4
	租税法	2	租税法	4
	租税法	2	租税法	4
	租税法	2	租税法	4
	監査論	2	監査論	4
	商業通品別	2	商業通品別	4
	講義	4	研究科論文指導	4
外国経営書研究科目	外国経営書研究 I (英) 外国経営書研究 II (独) 外国経営書研究 III (仏)			4 4 4

履修方法

2年以上在学して、授業科目について次により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (1) 指導教員による講義科目1科目2単位と演習科目4単位及び研究科論文指導4単位、外国経営書研究4単位合計14単位を修得しなければならない。
- (2) 前号に定めるほか、授業科目のうちから16単位以上を修得するものとする。
- (3) 指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認を得て、他研究科及び専攻の授業科目のうちから選択履修できるものとし、8単位を限度に課程修了に必要な単位として認める。

4. 法学研究科法律学専攻

〔前期課程〕

科目類	授 業 科 目		単位	科目類	授 業 科 目		単位	
導入科目	アカデミック・スキル基礎	法学の基礎	2 1	応用講義	刑事法 国際法 国際法 国際法 国際法 基础法 基础法 基础法 基础法 基础法 基础法	訴訟法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法	III I II III I II III I II III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	民法 商法 民事手続法 民工労働法 憲行法 行政法 租税法 刑罰法 刑事訴訟法 国际基礎法 基础政治	一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法 一般法	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義		法 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	訴訟法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法	III I II III I II III I II III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	演習	演習	演習		習 習 習 習 習 習	I II II III III III	A B A B A B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	演習	演習	演習		習	III	B	2 2
	演習	演習	演習		習	III	B	2 2
一般講義	民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	原典講読	義 義 義 義 義 義 義 義 義 義	I II III IV V VI V VI V VI	I II III IV V VI V VI V VI	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用 用		典 典 典 典 典 典 典 典 典 典	義 義 義 義 義 義 義 義 義 義	I II III IV V VI V VI V VI	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	知的財産法 知的財産法 商法 商法 商法 商法 商法 商法 商法 商法	権法 権法 法 法 法 法 法 法 法 法	用 用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講 講 講 講 講 講	義 義 義 義 義 義 義 義 義 義	I II III IV V VI V VI V VI	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	商事手続法 商事手続法 商事手續法 商事手續法 商事手續法 商事手續法 商事手續法 商事手續法 商事手續法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講 講 講 講 講	義 義 義 義 義 義 義 義 義	I II III IV V VI V VI V	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	勞働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講 講 講 講 講	義 義 義 義 義 義 義 義 義	I II III IV V VI V VI V	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
応用講義	憲法 行政法 租税法 刑罰法 刑事訴訟法 国际基礎法 基础政治	行法 行政法 租税法 刑罰法 刑事訴訟法 国际基礎法 基础政治	用 用 用 用 用 用 用	特定テーマ研究	講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	商法 商法 商法 商法 商法 商法 商法 商法 商法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法 民法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	事務法 事務法 事務法 事務法 事務法 事務法 事務法 事務法 事務法	手続法 手續法 手續法 手續法 手續法 手續法 手續法 手續法 手續法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法 労働法	応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法 応用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	行法 行政法 行政法 行政法 行政法 行政法 行政法 行政法 行政法	用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法 用法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	税法 税法 税法 税法 税法 税法 税法 税法 税法	法 法 法 法 法 法 法 法 法	用 用 用 用 用 用 用 用 用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	刑法 刑法 刑法 刑法 刑法 刑法 刑法 刑法 刑法	法 法 法 法 法 法 法 法 法	応 応 応 応 応 応 応 応 応		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究
	訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法 訴訟法	法 法 法 法 法 法 法 法 法	応用 応用 応用 応用 応用 応用 応用 応用 応用		講 講 講 講 講	義 義 義 義 義	マ マ マ マ マ	究 究 究 究 究

〔選択必修単位数〕

コース別	導入科目/一般講義及び応用講義/演習	合計
法学研究コース	2 / — / 8	10単位／30単位
法学専修（論文）コース	2 / 4 / 6	12単位／30単位
法学専修（一般）コース	2 / 8 / 6	16単位／30単位

〔修了要件〕

2年以上在学し、総単位数として30単位以上を修得し、かつ、法学研究コースの者については、導入科目の単位を2単位以上及び演習科目の単位を8単位以上修得し、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること、法学専修コース（論文）の者については、導入科目の単位を2単位以上、一般講義及び応用講義の単位を4単位以上、並びに演習科目の単位を6単位以上修得し、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること、法学専修コース（一般）の者については、導入科目の単位を2単位以上、一般講義及び応用講義の単位を8単位以上、並びに演習科目の単位を6単位以上修得し、リサーチペーパーを提出し、その審査及び最終試験に合格することが求められる。ただし、総単位数30単位のうち、10単位を限度として他研究科又は学部授業科目の中から主指導教員の承認を得て選択履修することができる。

〔後期課程〕

授業科目	単位
法 律 學 演 習 I	4
法 律 學 演 習 II	4
論 文 指 導 導	4

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、在学期間を短縮することができる。

5. 工学研究科

(1) 機械工学専攻

〔前期課程〕

授業科目	単位	授業科目	単位
材料力学特論	2	計測信号処理特論	2
固体力学特論	2	ヒューマン・マシンシステム特論	2
材料評価工学特論	2	適応システム特論	2
機能材料工学特論	2	システム制御工学特論	2
破壊システム工学特論	2	画像計測工学特論	2
動力学解析特論	2	技術経営特論	2
機械力学特論	2	知的財産特論	2
機械加工工学特論	2	特別講義	2
オプトメカトロニクス特論	2	工学演習 I	3
応用熱工学特論	2	工学演習 II	3
エネルギー変換工学特論	2	工学修士研修 I	5
流体力工学特論	2	工学修士研修 II	5
数值流体力学特論	2	関連科目	

履修方法

- (1) 2年以上在学して、工学特別演習I（3単位）、工学特別演習II（3単位）、工学修士研修I（5単位）及び工学修士研修II（5単位）を必修とし、技術経営特論（2単位）又は知的財産特論（2単位）のいずれか1科目の修得を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、1年以上の在学期間で足りるものとする。
- (2) 研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認があれば、関連科目として、次のとおり授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、関連科目の履修が修了要件に含められるのは、合わせて4科目8単位までとする。
 - ア 工学研究科の他の専攻に開設されている授業科目
 - イ 工学研究科委員会が認める授業科目

[後期課程]

学際基盤科目	単位	専門科目	単位
電力系統工学特論	2	インターンシッピング研修	1
制御工学特論	2	工学校別研究	1
情報通信工学特論	2	工学校別研究実習	2
マルチメディア特論	2	工学校博士研修I	2
半導体特論	2	工学校博士研修II	2
スピントロニクス工学特論	2	工学校博士研修III	4
計測制御工学特論	2		
生体電子工学特論	2		
連続体力学特論	2		
環境生物学工学特論	2		
環境共生型地域設備計画特論	2		
耐震・防災工学特論	2		
関連科目			

履修方法

3年以上在学し、授業科目について次により16単位以上を修得し、かつ、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、前期課程又は修士課程における在学期間と合わせて3年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 工学博士研修I（2単位）、工学博士研修II（2単位）及び工学博士研修III（4単位）を含め専門科目10単位以上、学際基盤科目4単位以上で総計16単位以上修得しなければならない。
- (2) 学際基盤科目における関連科目とは、工学研究科各専攻前期課程に開講されている授業科目（特別講義を含む。）及び工学研究科委員会が認める授業科目であり、履修に際しては研究指導教員及び当該授業科目担当教員の承認により履修し単位を修得することができる。ただし、修了要件に含まれられる単位数は、他専攻開講科目については4単位まで、自専攻開講科目については2単位までとする。
- (3) 前期課程に開講されている知的財産特論及び技術経営特論については、前期課程で修得していない場合、他専攻開講の関連科目として扱い、いずれかの1科目を必ず修得しなければならない。なお、両方修得することが望ましい。

(2) 電気工学専攻

〔前期課程〕

授業科目	単位	授業科目	単位
電気回路学特論	2	マルチメディア特論	2
電磁気学特論	2	音響工学特論	2
電磁エネルギー変換工学特論	2	情報インタラクション特論	2
高電圧応用特論	2	電気学術英語	2
電力系統工学特論	2	技術経営特論	2
制御工学特論	2	知的財産特論	2
磁気応用工学特論	2	特別別別講演習	2
パワーエレクトロニクス工学特論	2	工学校演習	3
情報信号処理特論	2	工学校演習	3
暗号・セキュリティ工学特論	2	工学校修士研修	5
ビジュアルコンピューティング工学特論	2	工学校修士研修	5
情報通信工学特論	2	関連科	
環境電磁工学特論	2		

履修方法

- (1) 2年以上在学して、工学特別演習Ⅰ（3単位）、工学特別演習Ⅱ（3単位）、工学修士研修Ⅰ（5単位）及び工学修士研修Ⅱ（5単位）を必修とし、技術経営特論（2単位）又は知的財産特論（2単位）のいずれか1科目の修得を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、1年以上の在学期間で足りるものとする。
- (2) 研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認があれば、関連科目として、次のとおり授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、関連科目の履修が修了要件に含められるのは、合わせて4科目8単位までとする。

- ア 工学研究科の他の専攻に開設されている授業科目
 イ 工学研究科委員会が認める授業科目

[後期課程]

学際基盤科目	単位	専門科目	単位
機能材料工学特論	2	インターンシッピング研修	1
機械力学特論	2	工学校特別研究	1
流体力工学特論	2	工学校特別実習	2
ヒューマン・マシンシステム特論	2	工学校博士研修 I	2
半導体特論	2	工学校博士研修 II	2
スピントロニクス工学特論	2	工学校博士研修 III	4
計測制御工学特論	2		
生体電子工学特論	2		
連続体力学特論	2		
環境生物学工学特論	2		
環境共生型地域設備計画特論	2		
耐震・防災工学特論	2		
関連科目			

履修方法

3年以上在学し、授業科目について次により16単位以上を修得し、かつ、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、前期課程又は修士課程における在学期間と合わせて3年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 工学博士研修 I (2 単位)、工学博士研修 II (2 単位) 及び工学博士研修 III (4 単位) を含め専門科目10単位以上、学際基盤科目 4 単位以上で総計16単位以上修得しなければならない。
- (2) 学際基盤科目における関連科目とは、工学研究科各専攻前期課程に開講されている授業科目（特別講義を含む。）及び工学研究科委員会が認める授業科目であり、履修に際しては研究指導教員及び当該授業科目担当教員の承認により履修し単位を修得することができる。ただし、修了要件に含まれられる単位数は、他専攻開講科目については4 単位まで、自専攻開講科目については2 単位までとする。
- (3) 前期課程に開講されている知的財産特論及び技術経営特論については、前期課程で修得していない場合、他専攻開講の関連科目として扱い、いずれかの1科目を必ず修得しなければならない。なお、両方修得することが望ましい。

(3) 電子工学専攻

〔前期課程〕

授業科目	単位	授業科目	単位
先端電子材料特論	2	空間情報学特論	2
半導体特論	2	シミュレーション工学特論	2
光電子材料工学特論	2	応用技術術語	2
ナノデバイス工学特論	2	技術経営英語	2
スピントロニクス工学特論	2	知的財産特論	2
応用電子工学特論	2	別特論	2
電子計測工学特論	2	別別演習	3
弹性波工学特論	2	工学別修	3
計測制御工学特論	2	工学修習	5
生体電子工学特論	2	工学研修	5
情報伝送工学特論	2	工科連携	5
電子数理学特論	2		

履修方法

- (1) 2年以上在学して、工学特別演習Ⅰ（3単位）、工学特別演習Ⅱ（3単位）、工学修士研修Ⅰ（5単位）及び工学修士研修Ⅱ（5単位）を必修とし、技術経営特論（2単位）又は知的財産特論（2単位）のいずれか1科目の修得を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、1年以上の在学期間で足りるものとする。
- (2) 研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認があれば、関連科目として次のとおり授業科目を履修し、単位を修得することができる。ただし、関連科目の履修が修了要件に含められるのは、合わせて4科目8単位までとする。
 - ア 工学研究科の他の専攻に開設されている授業科目
 - イ 工学研究科委員会が認める授業科目

[後期課程]

学際基盤科目	単位	専門科目	単位
機能材料工学特論	2	インターンシッピング研修	1
機械力学特論	2	工学校別研究実習	1
流体力工学特論	2	工学校別研究実習	2
ヒューマン・マシンシステム特論	2	工学校博士研修I	2
電力系統工学特論	2	工学校博士研修II	2
制御工学特論	2	工学校博士研修III	4
情報通信工学特論	2		
マルチメディア特論	2		
連続体力学特論	2		
環境生物学工学特論	2		
環境共生型地域設備計画特論	2		
耐震・防災工学特論	2		
関連科目	2		

履修方法

3年以上在学し、授業科目について次により16単位以上を修得し、かつ、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間にに関しては、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、前期課程又は修士課程における在学期間と合わせて3年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 工学博士研修I（2単位）、工学博士研修II（2単位）及び工学博士研修III（4単位）を含め専門科目10単位以上、学際基盤科目4単位以上で総計16単位以上修得しなければならない。
- (2) 学際基盤科目における関連科目とは、工学研究科各専攻前期課程に開講されている授業科目（特別講義を含む。）及び工学研究科委員会が認める授業科目であり、履修に際しては研究指導教員及び当該授業科目担当教員の承認により履修し単位を修得することができる。ただし、修了要件に含まれられる単位数は、他専攻開講科目については4単位まで、自専攻開講科目については2単位までとする。
- (3) 前期課程に開講されている知的財産特論及び技術経営特論については、前期課程で修得していない場合、他専攻開講の関連科目として扱い、いずれかの1科目を必ず修得しなければならない。なお、両方修得することが望ましい。

(4) 環境建設工学専攻

〔前期課程〕

授業科目	単位	授業科目	単位
連続体力学特論	2	建築構造設計特論	2
コンクリート材料・劣化診断特論	2	建築保存再生特論	2
地盤力学特論	2	都市・建築設計特別演習	2
地盤動力学特論	2	建築設計インターナンシップ	6
環境生物学工学特論	2	技術経営特論	2
環境保全工学特論	2	知識財産特論	2
環境化学特論	2	特別別別講習	2
環境共生型地域設備計画特論	2	工学校演習	3
応用水理学特論	2	工学校演習	3
耐震・防災工学特論	2	工学校修士研修	5
構造工学特論	2	工学校修士研修	5
構造振動学特論	2	工学校連携	
建築計画学特論	2		

履修方法
(1) 2年以上在学して、工学特別演習Ⅰ（3単位）、工学特別演習Ⅱ（3単位）、工学修士研修Ⅰ（5単位）及び工学修士研修Ⅱ（5単位）を必修とし、技術経営特論（2単位）又は知的財産特論（2単位）のいずれか1科目の修得を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。さらに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、1年以上の在学期間で足りるものとする。
(2) 研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認があれば、関連科目として、次のとおり授業科目を履修し単位を修得することができる。ただし、関連科目の履修が、修了要件に含められるのは、合わせて4科目8単位までとする。
ア 工学研究科の他の専攻に開設されている授業科目
イ 工学研究科委員会が認める授業科目

[後期課程]

学際基盤科目	単位	専門科目	単位
機能材料工学特論	2	インターンシッピング研修	1
機械力学特論	2	工学校特別研究	1
流体力工学特論	2	工学校特別実習	2
ヒューマン・マシンシステム特論	2	工学校博士研修 I	2
電力系統工学特論	2	工学校博士研修 II	2
制御工学特論	2	工学校博士研修 III	4
情報通信工学特論	2		
マルチメディア特論	2		
半導体特論	2		
スピントロニクス工学特論	2		
計測制御工学特論	2		
生体電子工学特論	2		
関連科目			

履修方法

3年以上在学し、授業科目について次により16単位以上を修得し、かつ、指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、前期課程又は修士課程における在学期間と合わせて3年以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 工学博士研修 I (2 単位)、工学博士研修 II (2 単位) 及び工学博士研修 III (4 単位) を含め専門科目10単位以上、学際基盤科目 4 単位以上で総計16単位以上修得しなければならない。
- (2) 学際基盤科目における関連科目とは、工学研究科各専攻前期課程に開講されている授業科目（特別講義を含む。）及び工学研究科委員会が認める授業科目であり、履修に際しては研究指導教員及び当該授業科目担当教員の承認により履修し単位を修得することができる。ただし、修了要件に含まれられる単位数は、他専攻開講科目については 4 単位まで、自専攻開講科目については 2 単位までとする。
- (3) 前期課程に開講されている知的財産特論及び技術経営特論については、前期課程で修得していない場合、他専攻開講の関連科目として扱い、いずれかの 1 科目を必ず修得しなければならない。なお、両方修得することが望ましい。

6. 人間情報学研究科人間情報学専攻

〔前期課程〕 (×は必修)

		授業科目	単位	授業科目	単位				
コア学科目群	社会情報学領域	応用社会学特論 社会情報システム論 情報社会論 社会会統計学 社会会教育学	2 2 2 2 2	地域政 地産 地域 地域 地環	政策 特 特 特 特 特 特 特 特 特	論 論 論 論 論 論 論 論 論 論	講 講 講 講 講 講 講 講 講 講	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		行動応応行 (心理支援に関する理論と実践)	2	教育 ス 健 康	工 一 体	学生 統 行	特 理 計 動	2 2 2 2	
		社会心理学 組織心理学 知覚心理学 認知心理学	2 2 2 2	健 康	行 動	心 理	學 學 學 學	2 2 2 2	
		応用情報学 インターネットシステム演習 メディア情報処理 コンピュータネットワーク アルゴリズム	2 2 2 2 2	確 代 幾 解 地	・ 数 何 析 表	統 何 学 學 環	計 特 特 特 境	2 2 2 2 2	
		視覚科学 生体情報学 生体情報処理系	2 2 2	生 大	・ 氣	計 水	特 境	2 2 2	
	生命・情報学領域	応用情報学 インターフェース特論 コンピュータシステム演習 メディア情報処理 コンピュータネットワーク アルゴリズム	2 2 2 2 2 2	確 代 幾 解 地	・ 数 何 析 表	統 何 学 學 環	計 特 特 特 境	2 2 2 2 2	
		視覚科学 生体情報学 生体情報処理系	2 2 2	生 大	・ 氣	計 水	特 境	2 2 2	
		人間学 人間形成原論 宗教と科学・文化 比較文化論 地域文化論 スポーツ科学	2 2 2 2 2 2	共 同 福 祉 生 活 記 日	国 際 市 民 情 報 号	体 地 活 動 本 語	論 域 地 域 境 境	2 2 2 2 2 2	
		言語情報処理 プログラム言語 計算と論理 データベース 人工知能 人理工 数理 フ ラ ク	2 2 2 2 2 2	複 数 関 遺 地 地	雜 理 數 傳 球 球	系 統 方 ・ 進 地 地	の 計 程 化 環 環	2 2 2 2 2 2	
		福祉分野に関する理論と支援の展開 教育分野に関する理論と支援の展開 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 心理的アセスメントに関する理論と実践	2 2 2 2 2	家族 関 心 理 実 理 実	・ 集 団 ・ 地 域 社 會 實 踐 實 踐	・ ・ ・ ・ ・	I II III I II	2 2 2 2 2	
共通		×人間情報学演習 I	4	×人間情報学演習 II	4				
履修方法									
2年以上在学して、授業科目について次の要件を満たす30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。									

- (1) コア学科目群の三つの領域の一つを「メジャー」として選択し、当該領域から8単位以上を修得するものとする。
- (2) コア学科目群の「メジャー」以外の領域から2単位以上を修得するものとする。
- (3) 基礎学科目群Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群のうち二つ以上の群からそれぞれ2単位以上を修得するものとする。ただし、Ⅲ群については、公認心理師試験の受験資格取得要件科目のうち、学部における必要な科目をすべて修めた者のみが履修できるものとする。
- (4) 人間情報学演習Ⅰ及びⅡは必修とし、8単位を修得するものとする。
- (5) 公認心理師試験の受験資格取得希望者は、下記の科目を履修し、単位を修得しなければならない。
- ア コア科目群（行動情報学領域）の「適応行動学（心理支援に関する理論と実践）」「健康行動学（心の健康教育に関する理論と実践）」「臨床健康心理学（保健医療分野に関する理論と支援の展開）」3科目
- イ Ⅲ群のすべての科目

〔後期課程〕

授業科目								単位
人間間情文	人間情報文	報	學	演	習	III	4	
論	間	情	學	演	習	IV	4	
			指			導	4	

履修方法

3年以上在学し、授業科目について12単位以上を修得し、指導教授の下に必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には在学期間を短縮することができる。

- (1) 社会情報学・行動情報学・生命情報学の三領域の一つをメジャーとして選択する。
- (2) 選択した領域ごとにそれぞれ、演習Ⅲ4単位、演習Ⅳ4単位、論文指導4単位計12単位以上を修得するものとする。
- (3) 演習Ⅲ、演習Ⅳ、論文指導は、それぞれの研究課題のうちから一つの課題を専修し、履修するものとする。

別表3（第42条及び第42条の2関係）

1. 学納金

課程	研究科	納入額					(単位：円)
		入学金	授業料	施設設備資金	実験実習料	教育充実費	
前期課程 (修士課程)	文学研究科 経済学研究科 経営学研究科 法学研究科	※ 270,000 (0)	617,000	210,000	—	20,000	1,117,000 (847,000)
	工学研究科		640,000	260,000	95,000	20,000	1,285,000 (1,015,000)
	人間情報学研究科		640,000	250,000	—	20,000	1,180,000 (910,000)
後期課程	文学研究科 経済学研究科 法学研究科	※ 270,000 (0)	617,000	210,000	—	20,000	1,117,000 (847,000)
	工学研究科		640,000	260,000	95,000	20,000	1,285,000 (1,015,000)
	人間情報学研究科		640,000	250,000	—	20,000	1,180,000 (910,000)

(1) 入学金(※印)は、初年度のみ納入するものとし、その他の学納金は在学中納入する。
 (2) 学納金は、スライド制の適用等により在学期間に改定されることがある。
 (3) 次に掲げる者については、入学金の全額を免除する。
 ア 本学の学部を卒業し、本学大学院のいずれかの課程に入学した者
 イ 本学大学院のいずれかの課程を修了し、修了した課程とは異なる、本学大学院のいずれかの課程に入学した者
 ウ 本学大学院のいずれかの課程を退学し、同一の課程に再入学した者
 (4) 前記(3)アには、本学に3年以上在学して、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院によって認められた者を含む。
 (5) 前記(3)イの、いずれかの課程を修了した者には、博士課程後期課程を満期退学した者を含む。
 (6) 長期履修学生の学納金は、「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」に定める。
 (7) 修業年限を超えた者の学納金は、「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」に定める。
 (8) 表中、()内の数字は、(3)により入学した者の納入額である。

2. 入学検定料

[平成7年度入学志願者より適用]

	研究科	金額	備考
入学検定料	全研究科	33,000円	

別表4（第51条第4項関係）

[平成25年度入学者より適用]

研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
文学研究科	英語英文学専攻	英語	英語
	ヨーロッパ文化史専攻	宗教・社会	宗教・地理歴史
	アジア文化史専攻	社会	地理歴史
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
経営学研究科	経営学専攻	社会	公民・商業
法学研究科	法律学専攻	社会	公民
工学研究科	機械工学専攻		工業
	電気工学専攻		工業
	電子工学専攻		工業
	環境建設工学専攻		工業
人間情報学研究科	人間情報学専攻	社会・数学	公民・数学・情報

